

1. パブリックコメントの結果及び尼崎市都市計画道路網の見直し方針の策定について

(1) 背景

都市計画道路は、都市における良好な市街地の形成を図るとともに、円滑な交通を確保するための最も基幹的な都市施設であり、これまで健全な都市の発展に大きな役割を果たしてきた。

一方、都市計画道路の中には、計画決定後、長期間を経ても事業化に至らない道路が多く存在しており、時間の経過の中で、道路の必要性や位置づけが変化しているものがあると考えられる。

このような中、平成23年3月、兵庫県が、「都市計画道路網見直しガイドライン」を策定し、見直しの指針を示したことから、この度、尼崎市において、都市計画道路網の見直しを図るものである。

(2) 概要

都市計画道路網の見直しは、整備済・事業中・事業予定の箇所を除く全ての都市計画道路を対象として、基礎条件の整理や必要性の検証などを行い、市民説明会やアンケート等を実施し、この結果を基に、存続・廃止・縮小・ルート変更の見直し方針を策定・公表し、都市計画変更の手続きを行うものである。

これまで、見直しの検討にあたっては、平成24年11月に庁内関係課で構成する「都市計画道路網見直し・道路整備プログラム改訂検討会」を設置し、必要性の検証や評価基準の検討などを行った。

また、平成26年3月にたたき台を公表、市民説明会やアンケートを実施し、素案を作成した。8月にこの素案を公表するとともに、パブリックコメントの募集を行い、パブリックコメントで提出された意見及び昨年11月の都市計画審議会での意見を踏まえ、都市計画道路網見直し方針を策定した。

(3) パブリックコメントの結果について

平成26年8月1日から平成26年8月21日にかけて、素案に係るパブリックコメントの募集を行い、2名から4件の意見の提出があった。

意見の詳細については資料7-4～7-7 参照。

(4) 都市計画道路網見直し方針の策定について

見直し対象路線32路線46箇所のうち、「現道に合わせ計画を縮小」が5路線5箇所、「現道に合わせ計画をルート変更」が2路線2箇所、「計画を廃止」5路線5箇所の計8路線12箇所について、都市計画変更手続きに取り組んでいく。

方針の詳細については別紙-1 参照。別紙-1の地図では、現道にあわせ計画を縮小を緑色、現道に合わせ計画をルート変更を黄色、計画を廃止を赤色で表示している。

（５）今後の予定

今後は、都市計画道路網見直し方針及びパブリックコメント結果を公表し、都市計画変更手続きに取り組む予定である。

平成２７年３月以降 都市計画道路網見直し方針及びパブリックコメント結果公表

都市計画変更手続き

	市決定路線（５路線７箇所）	県決定路線（３路線５箇所）
平成２７年７月	パブリックコメント	パブリックコメント
平成２７年８月	市 都市計画審議会（事前説明）	市 都市計画審議会（事前説明）
平成２７年１１月	市 都市計画審議会（付議）	市 都市計画審議会（諮問）
〃	計画決定告示・永久縦覧	
平成２８年２月		県 都市計画審議会（付議）
〃		計画決定告示・永久縦覧

（参考）

No.	見直し 対象路線名	存廃方針(案)	決定権者
1	阪神国道線	現道に合わせ計画を縮小	県決定
6-1	出屋敷線	現道に合わせ計画を縮小	県決定
6-3		計画を廃止	県決定
22-1	久々知水堂線	現道に合わせ計画を縮小	県決定
22-2		計画を廃止	県決定
24-1	昭和通東富松線	現道に合わせ計画を縮小	市決定
25-1	庄下橋武庫川橋線	計画を廃止	市決定
25-2		現道に合わせ計画をルート変更	市決定
26-4	大庄友行線	阪急交差部：現計画のまま存続 園田西武庫線以北：現道に合わせ計画を縮小	市決定
28-2	立花駅今北線	計画を廃止	市決定
31-1	東町開明線	計画を廃止	市決定
31-2		現道に合わせ計画をルート変更	市決定

※県決定：路線の一部でも国道・県道が含まれる場合、県知事が都市計画を定める
市決定：路線全体が市道の場合、市長が都市計画を定める

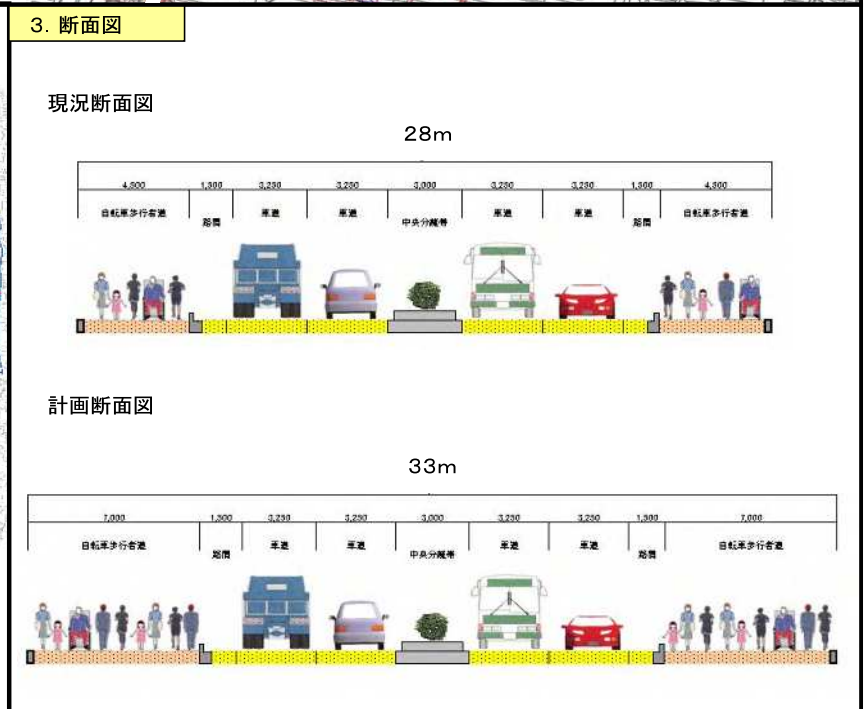
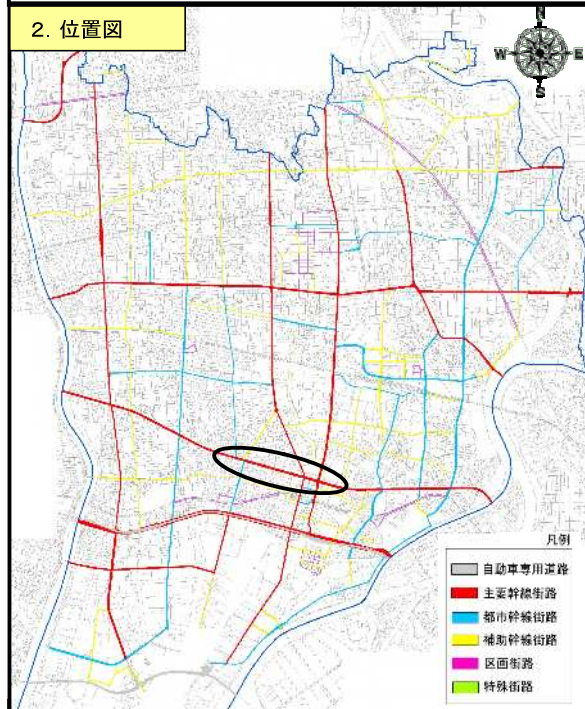
以 上

都市計画道路網見直し(素案)に対するパブリックコメント募集結果

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

路線名	No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
路線番号 No. 1 阪神国道線	1	No.1の阪神国道線については、近年、自転車専用道路の必要性が高まっており、県立病院が新設されることもあることから、交通量増加を見込んで現計画のまま存続すべきである。	1	[その他] 阪神国道線の車両交通については、県立病院が建設されますが、将来交通量予測の結果、現道で交通量を処理することができます。 歩行者及び自転車、車椅子等の交通については、歩道幅員が両側4.5m確保されており、自転車歩行者道として十分な幅員を有しているため、現道で交通量を処理することができます。また、尼崎市内の阪神国道線において、今回の縮小区間以外は全線28mの幅員で整備済であるため、整合を図り、素案のとおり現道に合わせ計画を縮小とします。
路線番号 No. 5 五合橋線	2	No.5の五合橋線については、近年、自転車専用道路の必要性が高まっており、県立病院が新設されることもあることから、交通量増加を見込んで現計画のまま存続すべきである。	1	[意見を反映した(修正)] 五合橋線の車両交通については、将来交通量予測の結果、現道で交通量を処理することができます。 しかしながら、歩行者及び自転車、車椅子等の交通については、県立病院が新設され交通量の増加が見込まれることから、再度道路管理者である兵庫県と協議を行った結果、計画幅員の縮小を見直し、現計画のまま存続とします。
	3	No.5の五合橋線については、県立病院が新設されることもあることから、歩行者や車椅子の需要が増えることが予想される。道路西側のセットバックが概ね完了していることもあり、現計画のまま存続とし、歩行者や車椅子がすれ違えるほどの幅の歩道整備をする必要があると思われる。	1	
路線番号 No. 6-3 出屋敷線	4	No.6-3の出屋敷線については、玉江橋交差点と十間交差点の混雑・渋滞の解消ルートとして計画されている路線であり、県立病院が新設されることから交通量増加が見込まれるため、現計画のまま存続すべきである。	1	[その他] 出屋敷線の車両交通については、将来交通量予測の結果、出屋敷線の整備は行わずとも、隣接して並行する路線により交通量を処理することができることから、素案のとおり廃止とします。

No.1 阪神国道線



4. 基本情報

車線数	4車線	代表幅員	28m
計画幅員	33m	現況幅員	28m
延長	1,190m	整備形態	両側拡幅
計画決定年月日	当初：昭和21年 5月 6日 最終：平成13年10月23日		
将来交通量	296百台/日		

5. 検討結果

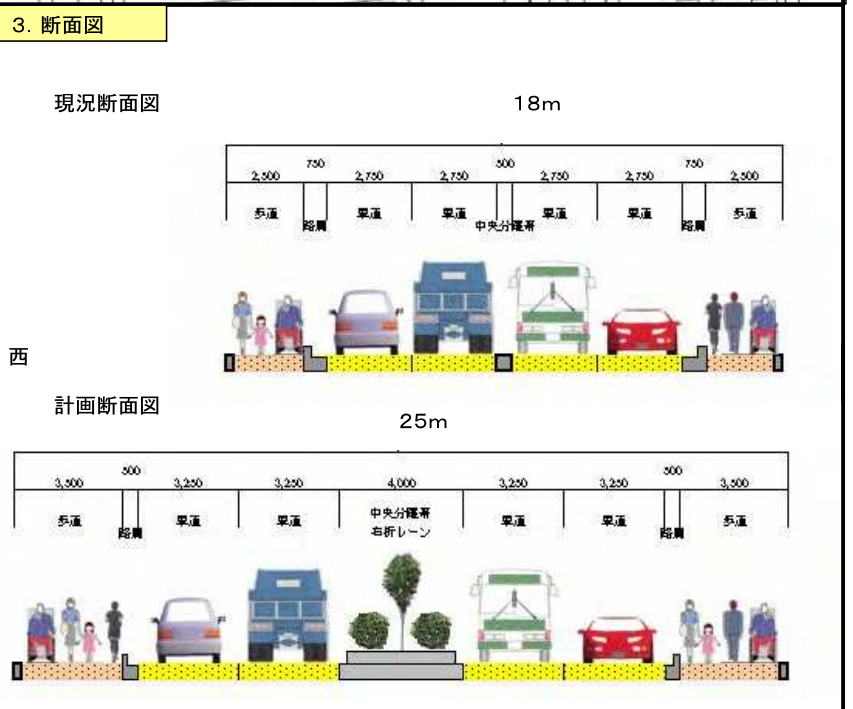
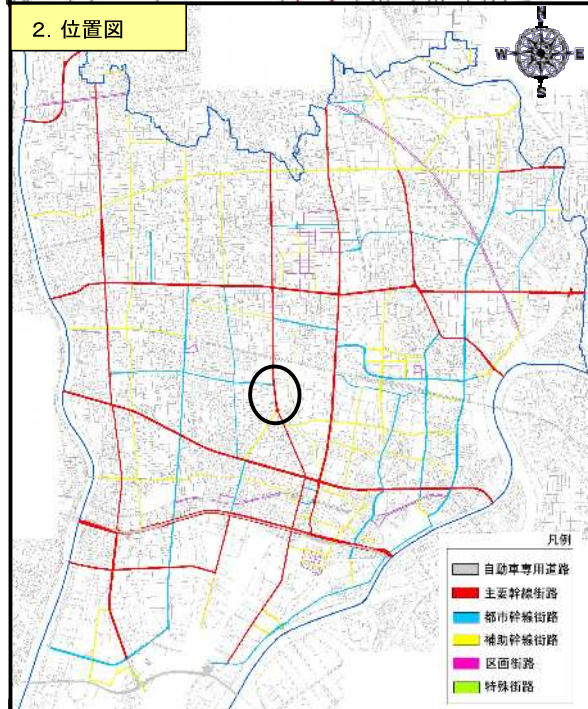
現道に合わせ計画を縮小

(今ある道に合わせ計画を縮小することで、今ある道で整備済とします)

主な判断理由

- ・車道4車線整備済であり、将来交通量も現況の4車線に対応可能
- ・現道幅員において、両側に歩道が確保されている

No.5 五合橋線



4. 基本情報

車線数	4車線	代表幅員	18m
計画幅員	25m	現況幅員	18m
延長	350m	整備形態	西側拡幅
計画決定年月日	当初: 昭和21年 5月 6日 最終: 平成13年10月23日		
将来交通量	214百台/日		

5. 検討結果

現計画のまま存続

(現計画のまま存続とします)

主な判断理由

- 車両交通については、将来交通量予測の結果、現道で交通量の処理が可能である。しかしながら、歩行者及び自転車、車椅子等の交通については、県立病院が新設され交通量の増加が見込まれることから、再度道路管理者である兵庫県と協議を行った結果、計画幅員の縮小を見直し、現計画のまま存続とする。

No.6-3 出屋敷線

